

# 西原町人材育成会学資貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西原町人材育成会（以下「本会」という。）が行う学資貸与について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 本会から学資の貸与を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 日本国籍を有し、西原町内に1年以上居住する者又はその者の子弟

(2) 次のいずれかに該当する者（在宅学習及び通信教育を除く。）

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び高等学校（沖縄県内に限る。）並びに海外の大学に在学している者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1項に規定する都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設に在学し、保育士の資格取得を目指す者

(3) 学業及び人物が優秀と認められる者

(4) 経済的事情により学資の支弁が困難と認められる者

(5) その他同種の学資の貸与を受けていない者

(6) 町税等の滞納がない者

(学資貸与申請)

第3条 本会より学資の貸与を受けようとする者は、次の書類を添えて申請しなければならない。

(1) 西原町人材育成会学資金貸与願書

(2) 住民票謄本

(3) 在学証明書又は合格通知書の写し

(4) 学業成績証明書（社会人枠を除く。）

(5) 出身高等学校長又は在学する学校長の推薦書（社会人枠を除く。）

(6) 町県民税課税台帳記載事項証明書

(7) 資産証明書又は無資産証明書

(8) 納税証明書

(9) 前各号に掲げるもののほか、本会会長が必要と認める書類

(貸費生の採用)

第4条 学資の貸与を受ける者（以下「貸費生」という。）は、本会の審査委員会を経て予算の範囲内で本会会長が決定する。

2 貸費生の採用を決定したときは、本人に通知する。

(誓約書・学資金借用証書の提出)

第5条 貸費生は、連帯保証人が署名した誓約書・学資金借用証書を本会会長に提出しなければならない。

2 連帯保証人は、児童福祉法第6条に規定する保護者又は親族及び沖縄県に居住する独立の生計を営む者とする。

(学資の貸与額)

第6条 学資は貸与とし、その貸与額は次のとおりとする。

- (1) 高等学校は、月額10,000円とする。
- (2) 大学(大学院及び短期大学を含む。)は、県内については月額30,000円、県外については月額40,000円とする。
- (3) 高等専門学校は、1年次から3年次までは月額10,000円、4年次から5年次までは月額30,000円とする。
- (4) 専修学校は、高等専修学校については月額10,000円、専門学校については月額30,000円とする。
- (5) 海外にある大学は、月額40,000円とする。

(学資の貸与期間)

第7条 学資の貸与期間は、貸費生に採用したときからその者の在学する第2条第2号に基づく学校等の最短修業年限の終期までとする。

(貸与の方法)

第8条 学資は、毎月1ヶ月分ずつ貸与することを常例とし、特別の事情があるときは、2ヶ月分以上を合わせて貸与することができる。

2 学資の貸与は、貸費生名義の普通預金の口座への振込みにより行うものとする。

(学業成績の報告)

第9条 貸費生は、毎年在学学校長を経て学業成績証明書を提出しなければならない。

(貸費生の異動届出)

第10条 貸費生が次の各号の一に該当する場合は、連帯保証人と連署の上、直ちに届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学、その他処分を受けたとき。
- (3) 連帯保証人を変更したとき。
- (4) 本人、保護者又は連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき。

(貸与の休止、停止及び貸与期間の短縮)

第11条 貸費生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、学資の貸与を休止する。

2 貸費生の学業又は性行などの状況により補導上必要があると認めるときは、学資の貸与を停止又は学資の貸与期間を短縮することができる。

(貸与の復活)

第12条 前条の規定により学資の貸与を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、学資の貸与を復活することができる。

(貸与の廃止)

第13条 貸費生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、学資の貸与を廃止することができる。

- (1) 傷い疾病などのために成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 貸費生としての責務を怠り、貸費生として適当でないとき。
- (4) 在学学校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (5) 貸費生願書に記入すべき事項を故意に記入せず又は虚偽の記入をしたことにより貸費生となったことが判明したとき。
- (6) その他、第2条に規定する貸費生としての資格を失ったとき。

(貸与の辞退)

第14条 貸費生は、いつでも貸与の辞退を申し出ることができる。

(学資返還計画書の提出)

第15条 貸費生が次の各号の一に該当する場合は、在学中、貸与を受けた学資の全額について、学資返還計画書を直ちに提出しなければならない。

- (1) 卒業若しくは終了し又は学資貸与期間が終了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 学資の貸与を廃止されたとき。
- (4) 学資を辞退したとき。

(学資の無利息)

第16条 学資には利息を付けない。

(学資の返還)

第17条 貸費生が第15条第1項各号の一に該当するときには、貸与の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後7年以内に返済しなければならない。

2 前項の学資の返還は年賦、半年賦、月賦又はその他1年以内の割賦の方法によらなければならない。

3 学資の返還については、その貸与した月額に、それぞれの貸与期間の月数を乗じた額を前2項に規定する期限及び方法により返還しなければならない。

4 前2項の割賦金の返還最低年額は、貸与額の7分の1を下ってはならない。

5 貸費生若しくは貸費生であった者が死亡したとき又は特に必要があると認めるときは、第2項又は前2項の規定と異なる返還方法を指示することができる。

6 学資は、いつでも繰り上げ返還することができる。

(返還の免除)

第18条 学資の貸与を受けた者が死亡し又は心身障害となり貸与を受けた学資の返還ができなくなったときは、申請に基づき、その全部又は一部の返還を免除することができる。

第18条の2 前条の規定にかかわらず、当面の間、貸費生が保育士の資格を取得し、西原町内の関係施設において、保育士の業務で一定期間以上勤務したときは、申請に基づき、貸与を受けた学資の全部又は一部の返還を免除することができる。

(返還の猶予)

第19条 学資の貸与を受けた者が、学資の貸与の終了後に次のいずれかの理由があるときは、申請に基づいて、その返還を猶予することができる。

- (1) 災害又は傷い疾病によって返還が困難となったとき。

(2) 高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院、短期大学及び本会が認める学校に在学しているとき。

(3) 真にやむを得ない理由により返還が著しく困難となったとき。

2 返還猶予の期間は、前項各号の一に該当するときは、1年以内とし、さらにその事由が継続するときは、申請により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、第3号に該当するときは、通じて7年を限度とする。

(返還猶予申請)

第20条 学資の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した学資返還猶予申請書を提出しなければならない。

2 前条第1項第2号に規定する者で、第21条第2項による届出をした者については、前項の規定にかかわらず、この届出をもって猶予申請とみなす。

3 前2項により、返還猶予をする場合又は返還猶予期間中特に必要があると認めるときは、その事由を証明することのできる書類を提出させることができる。

(貸費生であった者の届出)

第21条 貸費生が第15条第1項各号の一に該当するときは、6ヶ月以内にその住所及び職業を届出なければならない。

2 貸費生であった者が、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院、短期大学及び本会が認める学校に入学したときは、在学証明書を添えて直ちに届出なければならない。

3 貸費生であった者は、学資返還完了前に氏名、住所、職業、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。

4 貸費生であった者は、その連帯保証人を変更したとき又はそれらの氏名、住所、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、実施について必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成2年4月1日から適用する。

2 平成2年3月31日以前になされた育英会による事業は、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成15年5月29日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成24年5月29日から適用する。

2 第7条及び第15条の規定による改正後の西原町人材育成会学資貸与規程は、施行日以後の貸与から適用し、施行日前に貸与した者の学資借用証書の提出については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規程による改正後の貸与にかかる募集その他必要な準備行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の際現に改正前の規定により貸与又は返還が行われている者にかかる規定の運用については、なお従前の例による。